

## 群馬県公立大学法人職員給与規程

平成30年4月1日

群馬県公立大学法人規程第7号

### 目次

#### 第1章 総則

#### 第2章 給与

##### 第1節 基本給等

##### 第2節 諸手当

##### 第3節 賞与

##### 第4節 休職及び休業中の給与

#### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第1号。

以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (給与の支払)

第2条 給与は第3条第2項に規定する場合を除く外、現金で支払わなければならない。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

##### (給料)

第3条 給料は、群馬県公立大学法人職員の勤務時間、休暇等に関する規程（群馬県公立大学法人規程第10号。以下「勤務時間規程」という。）第10条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規則に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

##### (給料表及び適用範囲)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定める。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

(3) 大学学長職給料表（別表第3）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、非常勤職員（群馬県公立大学法人非常勤職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第2号）第2条に定める者をいう。）以外のすべての職員に適用する。

3 職員（大学学長職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第4に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

4 理事長はすべての職員（大学学長職給料表の適用を受ける職員を除く。）を前項の基準に従い職員の職務の級を決定し、給与を支給しなければならない。

5 大学学長職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。（初任給及び昇格、昇給の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める。

2 新たに職員を採用し、又は昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、その採用し、又は昇格させようとする職務の級に適するものと認めた場合に限るものとする。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（大学学長職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるものとする。

4 職員（大学学長職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3号給）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては、60歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給については、第4項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

10 就業規則第24条の規定により再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条 勤務時間規程第3条第3項に規定する再雇用短時間勤務職員の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（給料の支給）

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額的全額を支給する。

2 給料の支給定日は、その月の21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給定日とする。

3 理事長は、災害その他特別の事情により、その必要を認めるときは、前項の支給定日を変更することができる。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給与期間の現日数から勤務時間規程第6条第1項及び第3項、第7条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

（給料の調整額）

第9条 理事長は、給料月額が職務の複雑困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が同じ職務に属する他の職に比し著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基き給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が別に指定するものについて支給する。

2 前項の規定による管理職手当の月額、同項に規定する職を占める職員の属する職務

の級における最高の号給の給料月額 $100$ 分の $25$ を超えない範囲内において理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第11条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が別に定めるものに新たに採用された職員に対して、月額 $50,800$ 円を超えない範囲内の額を、採用の日から $35$ 年以内の期間、採用後理事長が別に定める期間を経過した日から $1$ 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第15条第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日(勤務時間規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間規程第13条に規定する年末年始の休日(以下「年末年始の休日」という。)(勤務時間規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、勤務時間規程第16条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない時間 $1$ 時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に $12$ を乗じ、その額を $1$ 週間当たりの勤務時間に $52$ を乗じて得た数で除して得た額を減額して給与を支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が $9$ 級であるもの(以下「 $9$ 級職員」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満 $22$ 歳に達する日以後の最初の $3$ 月 $31$ 日までの間にある子

(3) 満 $22$ 歳に達する日以後の最初の $3$ 月 $31$ 日までの間にある孫

(4) 満 $60$ 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度の心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じ

た日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級職員が9級職員等以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級職員以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級職員以外のものが9級職員となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級職員以外のものが8級職員となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
(地域手当)

第15条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の2.5を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（理事長が別に定める職員を除く。）
  - (2) 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額  
(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) に相当する額  
イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額  
ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円) に11,000円を加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額 (その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- (通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が別に定める期間 (以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額 (再雇用短時間勤務職員のうち、1週間当たりの要勤務日数が勤務時間規程第6条第

1 項本文の規定により週休日を定められた職員の1週間当たりの要勤務日数（以下この条において「常勤職員の要勤務日数」という。）に満たない職員（以下この条において「勤務日数の少ない職員」という。）の手当額は、当該額にその者の1週間当たりの要勤務日数（理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める日数）を常勤職員の要勤務日数で除して得た割合（以下この条において「勤務日数割合」という。）を乗じて得た額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

へ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離等の実情を考慮する必要があると認められる職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（勤務日数の少ない職員以外の職員にあってはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは20,000円に支給対象期間の月数を乗じて得

た額、勤務日数の少ない職員にあってはその額を支給対象期間の月数で除して得た額が20,000円に勤務日数割合を乗じて得た額を超えるときは20,000円に勤務日数割合及び支給対象期間の月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第18条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、

時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第6条第2項又は第7条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第6条第1項及び第3項、第7条並びに第9条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する理事長が別に定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
  - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務 100分の50
- 5 勤務時間規程第15条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する理事長が別に定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「第1項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。  
(休日勤務手当)

第20条 祝日法による休日等 (勤務時間規程第6条第1項又は第7条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が勤務時間規程第7条及び第9条の規定に基づく週休日に当たるときは、理事長が別に定める日) 及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(端数計算)

第21条 第12条の規定により勤務しない1時間につき減額する額及び第19条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 再雇用短時間勤務職員以外の職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、初任給調整手当の月額、給料の月額に対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから18日に7.75を乗じたものを減じて得た数で除して得た額とする。

2 再雇用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該再雇用短時間勤務職員に適用される給料表が適用され、かつ、当該再雇用短時間勤務職員の職務の級に決定された再雇用短時間勤務職員以外の再雇用職員の勤務1時間当たりの給与額に相当する額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第10条第1項の規定に基づき理事長が別に指定する職を占める職員 (以下「管理職員」という。) 又は大学学長職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第6条第1項及び第3項、第7条並びに第9条の

規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）

イ 管理職員 12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

ロ 大学学長職給料表の適用を受ける職員 イの理事長が別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第26条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第26第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130（理事長が別に定める職員（第27条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の110、大学学長職給料表の適用を受ける職員にあつては100分の70）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

(2) 大学学長職給料表の適用を受ける職員 それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

5 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、教育職の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき理事長が別に定めるもの並びに大学学長職給料表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条第1項第4号又は第5号の規定により解雇された職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められて

- いるものに限る。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差止めする処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行つた場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。（勤勉手当）
- 第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第27条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従つて定める割合を乗

じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

ロ 大学学長職給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第9条から第11条まで、第13条及び第14条、第16条、第19条から第20条までの規定は、大学学長職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第19条及び第20条の規定は、管理職員には適用しない。

3 第11条、第13条、第16条及び第18条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第2項に規定する事由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が業務上又は通勤上の災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100を支給することができる。
- 6 就業規則第14条第1項又は第2項の規定により休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第27条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第24条第1項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第7項」と読み替えるものとする。

(無給休暇期間中の給与)

第30条 勤務時間規程第23条に規定する無給休暇について勤務時間規程第24条の承認を受けた職員には、その休暇期間中は、いかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込み)

第31条 給与は、第2条第1項の規定にかかわらず、職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(法人承継職員に係る給与の決定)

- 2 平成30年4月1日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人承継職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 群馬県職員として適用されていた給料表 | 新たに適用される給料表 |
| 行政職給料表             | 一般職給料表      |
| 大学教育職給料表           | 教育職給料表      |
| 大学学長職給料表           | 大学学長職給料表    |

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人承継職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間に通算する。
- 4 施行日以後最初に行われる法人承継職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの群馬県職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 5 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人承継職員については、理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。
- 6 施行日前に群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）に基づいて群馬県において行われた法人承継職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定並びに給与の口座振込みの申出等の諸手続きについては、この規則に基づいて法人において行ったものとみなす。

（派遣等職員の給与）

- 7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年群馬県条例第52号）に基づき、群馬県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、この規則の規定にかかわらず、群馬県職員の給与に関する条例（昭和26年群馬県条例第55号）その他群馬県の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。この場合において、派遣職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定並びに給与の口座振込みの申出等の諸手続きについては、前項の規定を準用する。
- 8 第5条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「4号給」とする。
- 9 当分の間、第12条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、90日（理事長が別に定める場合にあつては、180日）を超えて当該療養のための病気休暇を取得したときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、理事長が別に定める手当の算定については、当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。
- 10 前項に規定するもののほか、同項の当該療養のための病気休暇の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 11 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第13条第1項ただし書及び第14

条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 12 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第13条第1項ただし書並びに第14条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものが

ないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「8級職員が8級職員及び9級職員」とあるのは「8级以上職員が8级以上職員」と、同項第6号中「8級職員及び9級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「が8級職員」とあるのは「が8级以上職員」とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。
- 2 改正後の群馬県公立大学法人職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1から別表第2までの規定は平成30年4月1日から、第27条第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(勤勉手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)

- 3 平成30年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の給与規程第27条第2項の規定の適用については、同項中「92.5」とあるのは「95」と、「112.5」とあるのは「115」と、「97.5」とあるのは「100」と、「45」とあるのは「47.5」と、「55」とあるのは「57.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の群馬県公立大学法人職員給与規程に基づいて支給された給与は、当該改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(55歳以上の職員の昇給に関する経過措置)

- 5 改正後の給与規程第5条第6項の規定の適用については、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、同項中「特に良好である場合に限り」とあるのは、「特に良好又は良好である場合に」とする。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

## 一般職給料表

| 職員の区分 | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     | 8 級     | 9 級     |
|-------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |            | 給料月額    |
|       |            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|       | 1          | 144,100 | 194,000 | 230,000 | 263,000 | 288,900 | 319,200 | 362,900 | 408,100 | 458,400 |
|       | 2          | 145,200 | 195,800 | 231,600 | 264,900 | 291,100 | 321,400 | 365,500 | 410,500 | 461,500 |
|       | 3          | 146,400 | 197,600 | 233,100 | 266,700 | 293,400 | 323,700 | 367,900 | 413,000 | 464,500 |
|       | 4          | 147,500 | 199,400 | 234,700 | 268,800 | 295,500 | 325,900 | 370,500 | 415,400 | 467,500 |
|       | 5          | 148,600 | 200,900 | 236,100 | 270,500 | 297,400 | 328,100 | 372,400 | 417,300 | 470,500 |
|       | 6          | 149,700 | 202,700 | 237,800 | 272,400 | 299,700 | 330,100 | 374,900 | 419,600 | 473,500 |
|       | 7          | 150,800 | 204,500 | 239,300 | 274,300 | 302,000 | 332,300 | 377,200 | 421,700 | 476,500 |
|       | 8          | 151,900 | 206,300 | 240,900 | 276,400 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 | 479,600 |
|       | 9          | 153,000 | 207,900 | 242,100 | 278,400 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 | 482,300 |
|       | 10         | 154,400 | 209,700 | 243,600 | 280,400 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 | 485,400 |
|       | 11         | 155,700 | 211,500 | 245,200 | 282,500 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 | 488,400 |
|       | 12         | 157,000 | 213,300 | 246,600 | 284,500 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 | 491,500 |
|       | 13         | 158,300 | 214,700 | 248,100 | 286,500 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 | 494,200 |
|       | 14         | 159,800 | 216,500 | 249,600 | 288,600 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 | 496,500 |
|       | 15         | 161,300 | 218,200 | 250,900 | 290,600 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 | 498,800 |
|       | 16         | 162,900 | 220,000 | 252,300 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 | 501,100 |
|       | 17         | 164,200 | 221,700 | 253,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 | 503,200 |
|       | 18         | 165,700 | 223,400 | 255,400 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 | 504,600 |
|       | 19         | 167,200 | 225,000 | 257,100 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 | 506,100 |
|       | 20         | 168,700 | 226,600 | 258,900 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 | 507,500 |
|       | 21         | 170,100 | 228,000 | 260,500 | 302,400 | 331,000 | 359,900 | 408,800 | 448,700 | 508,700 |
|       | 22         | 172,800 | 229,700 | 262,300 | 304,500 | 333,100 | 361,800 | 410,600 | 450,200 | 510,100 |
|       | 23         | 175,400 | 231,300 | 264,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 | 511,600 |
|       | 24         | 178,000 | 232,900 | 265,700 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 | 513,100 |
|       | 25         | 180,700 | 234,000 | 267,600 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 | 514,200 |
|       | 26         | 182,400 | 235,500 | 269,500 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 | 515,300 |
|       | 27         | 184,000 | 236,900 | 271,300 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 | 516,500 |
|       | 28         | 185,700 | 238,200 | 273,100 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 | 517,700 |
|       | 29         | 187,200 | 239,500 | 274,800 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 | 518,700 |
|       | 30         | 188,900 | 240,700 | 276,700 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 | 519,600 |
|       | 31         | 190,700 | 241,700 | 278,600 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 | 520,500 |
|       | 32         | 192,400 | 242,900 | 280,300 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 | 521,400 |
|       | 33         | 194,000 | 244,200 | 281,800 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 | 522,200 |
|       | 34         | 195,400 | 245,300 | 283,700 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 | 523,100 |
|       | 35         | 196,900 | 246,500 | 285,500 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 | 523,800 |
|       | 36         | 198,400 | 247,800 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 | 524,300 |
|       | 37         | 199,700 | 248,700 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 | 525,000 |
|       | 38         | 201,000 | 250,100 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 | 525,600 |
|       | 39         | 202,200 | 251,500 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 | 433,900 | 466,000 | 526,400 |
|       | 40         | 203,500 | 252,900 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 | 434,700 | 466,600 | 527,000 |
|       | 41         | 204,800 | 254,300 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 | 435,300 | 467,100 | 527,500 |
|       | 42         | 206,100 | 255,700 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 | 436,000 | 467,600 |         |
|       | 43         | 207,400 | 257,100 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 | 436,700 | 468,000 |         |
|       | 44         | 208,700 | 258,400 | 300,600 | 346,700 | 368,600 | 396,100 | 437,400 | 468,300 |         |
|       | 45         | 209,800 | 259,600 | 302,200 | 348,200 | 369,400 | 396,800 | 438,200 | 468,600 |         |
|       | 46         | 211,100 | 260,900 | 303,900 | 349,600 | 370,300 | 397,500 | 439,000 |         |         |
|       | 47         | 212,400 | 262,300 | 305,500 | 351,100 | 371,200 | 398,200 | 439,400 |         |         |
|       | 48         | 213,700 | 263,600 | 307,200 | 352,600 | 372,100 | 398,900 | 440,100 |         |         |

|                      |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                      | 4 9     | 214,800 | 264,700 | 308,100 | 354,200 | 373,000 | 399,500 | 440,600 |
|                      | 5 0     | 215,900 | 265,800 | 309,600 | 355,000 | 373,800 | 400,100 | 441,000 |
|                      | 5 1     | 216,900 | 267,100 | 311,100 | 356,200 | 374,600 | 400,600 | 441,400 |
|                      | 5 2     | 218,000 | 268,400 | 312,700 | 357,200 | 375,400 | 401,000 | 441,800 |
|                      | 5 3     | 219,100 | 269,400 | 314,300 | 358,100 | 376,100 | 401,400 | 442,200 |
|                      | 5 4     | 220,100 | 270,500 | 315,900 | 359,200 | 376,800 | 401,700 | 442,600 |
|                      | 5 5     | 221,000 | 271,800 | 317,500 | 360,100 | 377,500 | 402,000 | 443,000 |
|                      | 5 6     | 222,000 | 273,100 | 319,000 | 361,200 | 378,200 | 402,300 | 443,300 |
|                      | 5 7     | 222,400 | 274,000 | 320,500 | 362,100 | 378,700 | 402,600 | 443,600 |
|                      | 5 8     | 223,300 | 275,000 | 321,700 | 362,800 | 379,300 | 402,900 | 444,000 |
|                      | 5 9     | 224,100 | 275,900 | 322,900 | 363,500 | 379,900 | 403,200 | 444,300 |
|                      | 6 0     | 224,900 | 277,000 | 324,100 | 364,200 | 380,600 | 403,500 | 444,600 |
| 再雇<br>用職<br>員以<br>外の | 6 1     | 225,600 | 278,100 | 324,800 | 364,600 | 381,000 | 403,800 | 444,900 |
|                      | 6 2     | 226,600 | 279,100 | 325,700 | 365,200 | 381,700 | 404,100 |         |
|                      | 6 3     | 227,400 | 280,000 | 326,500 | 365,900 | 382,300 | 404,400 |         |
|                      | 6 4     | 228,300 | 281,000 | 327,300 | 366,600 | 382,900 | 404,700 |         |
|                      | 6 5     | 229,000 | 281,500 | 328,200 | 366,900 | 383,300 | 405,000 |         |
|                      | 6 6     | 229,800 | 282,400 | 328,600 | 367,600 | 383,900 | 405,300 |         |
|                      | 6 7     | 230,700 | 283,100 | 329,300 | 368,300 | 384,500 | 405,600 |         |
|                      | 6 8     | 231,700 | 284,000 | 330,100 | 369,000 | 385,100 | 405,900 |         |
|                      | 6 9     | 232,400 | 285,000 | 330,900 | 369,300 | 385,500 | 406,100 |         |
|                      | 7 0     | 233,100 | 285,800 | 331,600 | 369,900 | 386,000 | 406,400 |         |
|                      | 7 1     | 233,700 | 286,600 | 332,300 | 370,600 | 386,500 | 406,700 |         |
|                      | 7 2     | 234,500 | 287,400 | 333,000 | 371,200 | 387,100 | 407,000 |         |
|                      | 7 3     | 235,300 | 288,200 | 333,500 | 371,500 | 387,400 | 407,200 |         |
|                      | 7 4     | 236,000 | 288,700 | 334,100 | 372,100 | 387,800 | 407,500 |         |
|                      | 7 5     | 236,700 | 289,100 | 334,600 | 372,800 | 388,200 | 407,800 |         |
|                      | 7 6     | 237,300 | 289,600 | 335,200 | 373,400 | 388,600 | 408,000 |         |
|                      | 7 7     | 238,000 | 289,800 | 335,500 | 373,800 | 388,900 | 408,200 |         |
|                      | 7 8     | 238,800 | 290,100 | 336,000 | 374,300 | 389,200 | 408,500 |         |
|                      | 7 9     | 239,600 | 290,300 | 336,400 | 374,900 | 389,500 | 408,800 |         |
|                      | 8 0     | 240,300 | 290,700 | 336,900 | 375,400 | 389,800 | 409,000 |         |
| 8 1                  | 240,800 | 290,900 | 337,300 | 375,900 | 390,000 | 409,200 |         |         |
| 8 2                  | 241,500 | 291,100 | 337,800 | 376,500 | 390,300 | 409,500 |         |         |
| 8 3                  | 242,200 | 291,500 | 338,300 | 377,000 | 390,600 | 409,800 |         |         |
| 8 4                  | 242,900 | 291,800 | 338,800 | 377,300 | 390,800 | 410,000 |         |         |
| 8 5                  | 243,500 | 292,100 | 339,100 | 377,700 | 391,000 | 410,200 |         |         |
| 8 6                  | 244,200 | 292,400 | 339,500 | 378,200 | 391,300 |         |         |         |
| 8 7                  | 244,900 | 292,700 | 340,000 | 378,600 | 391,600 |         |         |         |
| 8 8                  | 245,600 | 293,100 | 340,400 | 379,000 | 391,800 |         |         |         |
| 8 9                  | 246,100 | 293,400 | 340,700 | 379,400 | 392,000 |         |         |         |
| 9 0                  | 246,600 | 293,800 | 341,100 | 379,900 | 392,300 |         |         |         |
| 9 1                  | 246,900 | 294,100 | 341,600 | 380,300 | 392,600 |         |         |         |
| 9 2                  | 247,300 | 294,500 | 342,000 | 380,700 | 392,800 |         |         |         |
| 9 3                  | 247,600 | 294,700 | 342,200 | 381,000 | 393,000 |         |         |         |
| 9 4                  |         | 294,900 | 342,600 |         |         |         |         |         |
| 9 5                  |         | 295,200 | 343,100 |         |         |         |         |         |
| 9 6                  |         | 295,600 | 343,500 |         |         |         |         |         |
| 9 7                  |         | 295,800 | 343,700 |         |         |         |         |         |
| 9 8                  |         | 296,100 | 344,100 |         |         |         |         |         |
| 9 9                  |         | 296,500 | 344,500 |         |         |         |         |         |
| 1 0 0                |         | 296,900 | 344,800 |         |         |         |         |         |
| 1 0 1                |         | 297,100 | 345,100 |         |         |         |         |         |
| 1 0 2                |         | 297,400 | 345,500 |         |         |         |         |         |
| 1 0 3                |         | 297,800 | 345,900 |         |         |         |         |         |

|               |       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               | 1 0 4 |         | 298,100 | 346,300 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 0 5 |         | 298,300 | 346,800 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 0 6 |         | 298,600 | 347,200 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 0 7 |         | 299,000 | 347,600 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 0 8 |         | 299,300 | 348,000 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 0 9 |         | 299,500 | 348,500 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 0 |         | 299,900 | 348,900 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 1 |         | 300,300 | 349,200 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 2 |         | 300,600 | 349,500 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 3 |         | 300,800 | 350,000 |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 4 |         | 301,000 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 5 |         | 301,300 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 6 |         | 301,700 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 7 |         | 301,900 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 8 |         | 302,100 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 1 9 |         | 302,400 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 2 0 |         | 302,700 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 2 1 |         | 303,100 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 2 2 |         | 303,300 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 2 3 |         | 303,600 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 2 4 |         | 303,900 |         |         |         |         |         |         |         |
|               | 1 2 5 |         | 304,200 |         |         |         |         |         |         |         |
| 再雇<br>用職<br>員 |       | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 | 441,000 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

## 教育職給料表

| 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|      | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1    | 171,600 | 214,600 | 275,300 | 322,500 | 406,000 |
| 2    | 173,700 | 216,900 | 278,300 | 325,400 | 408,300 |
| 3    | 175,700 | 219,100 | 281,100 | 328,500 | 410,700 |
| 4    | 177,700 | 221,300 | 283,900 | 331,500 | 413,200 |
| 5    | 179,700 | 223,400 | 286,700 | 334,700 | 415,300 |
| 6    | 182,200 | 225,500 | 289,200 | 337,500 | 417,800 |
| 7    | 184,700 | 227,700 | 291,400 | 340,100 | 420,000 |
| 8    | 187,200 | 229,800 | 293,800 | 342,800 | 422,500 |
| 9    | 189,700 | 232,100 | 296,400 | 345,800 | 424,200 |
| 1 0  | 192,500 | 234,500 | 298,900 | 348,800 | 426,700 |
| 1 1  | 195,200 | 236,900 | 301,300 | 351,900 | 429,000 |
| 1 2  | 197,900 | 239,300 | 303,900 | 355,200 | 431,300 |
| 1 3  | 200,600 | 241,400 | 306,200 | 358,000 | 432,700 |
| 1 4  | 202,500 | 243,800 | 308,200 | 360,100 | 434,900 |
| 1 5  | 204,300 | 246,200 | 310,300 | 362,400 | 437,100 |
| 1 6  | 206,300 | 248,600 | 312,200 | 365,000 | 439,400 |
| 1 7  | 208,300 | 250,600 | 314,400 | 367,300 | 441,500 |
| 1 8  | 210,000 | 253,700 | 316,600 | 369,500 | 443,900 |
| 1 9  | 211,800 | 256,800 | 318,600 | 371,800 | 446,200 |
| 2 0  | 213,500 | 259,900 | 320,600 | 373,900 | 448,600 |
| 2 1  | 215,300 | 262,800 | 322,600 | 375,900 | 450,700 |
| 2 2  | 217,200 | 265,800 | 325,100 | 378,000 | 453,000 |
| 2 3  | 219,100 | 268,700 | 327,700 | 380,100 | 455,400 |
| 2 4  | 221,000 | 271,600 | 330,500 | 382,100 | 457,700 |
| 2 5  | 222,800 | 274,400 | 332,500 | 383,500 | 459,700 |
| 2 6  | 224,900 | 277,000 | 334,700 | 385,300 | 461,900 |
| 2 7  | 227,000 | 279,500 | 336,900 | 387,100 | 464,000 |
| 2 8  | 229,100 | 282,200 | 339,400 | 389,000 | 466,200 |
| 2 9  | 231,000 | 285,000 | 341,800 | 390,900 | 468,300 |
| 3 0  | 233,200 | 287,400 | 344,000 | 392,600 | 470,600 |
| 3 1  | 235,500 | 289,600 | 346,100 | 394,300 | 472,800 |
| 3 2  | 237,800 | 292,000 | 348,000 | 396,000 | 474,900 |
| 3 3  | 240,000 | 294,300 | 350,000 | 397,600 | 476,800 |
| 3 4  | 241,800 | 296,500 | 352,300 | 399,400 | 478,900 |
| 3 5  | 243,500 | 299,000 | 354,600 | 400,900 | 481,200 |
| 3 6  | 245,200 | 301,300 | 356,800 | 402,700 | 483,400 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 3 7 | 246,900 | 303,800 | 358,400 | 403,800 | 485,500 |
| 3 8 | 248,600 | 305,500 | 360,400 | 405,400 | 487,500 |
| 3 9 | 250,000 | 307,200 | 362,500 | 406,900 | 489,400 |
| 4 0 | 251,600 | 308,900 | 364,400 | 408,400 | 491,300 |
| 4 1 | 253,600 | 310,800 | 366,300 | 409,300 | 493,300 |
| 4 2 | 255,300 | 311,500 | 368,200 | 410,900 | 495,200 |
| 4 3 | 256,700 | 312,400 | 370,000 | 412,400 | 496,900 |
| 4 4 | 258,300 | 313,300 | 371,800 | 414,000 | 498,800 |
| 4 5 | 259,600 | 314,200 | 373,600 | 415,300 | 500,700 |
| 4 6 | 261,100 | 315,300 | 375,400 | 416,900 | 502,500 |
| 4 7 | 262,800 | 316,200 | 376,900 | 418,300 | 504,300 |
| 4 8 | 264,200 | 317,300 | 378,700 | 419,900 | 506,200 |
| 4 9 | 265,600 | 318,200 | 380,200 | 421,300 | 507,900 |
| 5 0 | 266,400 | 319,300 | 381,800 | 422,600 | 509,600 |
| 5 1 | 267,000 | 320,200 | 383,400 | 423,900 | 511,400 |
| 5 2 | 267,900 | 321,100 | 385,100 | 425,200 | 513,300 |
| 5 3 | 268,600 | 322,300 | 386,200 | 425,900 | 514,900 |
| 5 4 | 269,300 | 323,300 | 387,700 | 426,900 | 516,500 |
| 5 5 | 270,000 | 324,300 | 389,100 | 427,800 | 518,200 |
| 5 6 | 270,800 | 325,300 | 390,700 | 428,700 | 519,800 |
| 5 7 | 271,600 | 326,000 | 392,000 | 429,600 | 521,400 |
| 5 8 | 272,800 | 327,100 | 393,400 | 430,500 | 522,700 |
| 5 9 | 273,800 | 328,200 | 394,700 | 431,400 | 524,000 |
| 6 0 | 274,900 | 329,200 | 396,200 | 432,300 | 525,200 |
| 6 1 | 275,900 | 330,200 | 397,500 | 433,200 | 526,400 |
| 6 2 | 277,000 | 331,200 | 398,900 | 434,100 | 527,400 |
| 6 3 | 278,000 | 332,300 | 400,400 | 435,100 | 528,400 |
| 6 4 | 279,000 | 333,400 | 401,900 | 436,200 | 529,400 |
| 6 5 | 279,900 | 334,100 | 402,900 | 437,100 | 530,000 |
| 6 6 | 280,800 | 335,200 | 404,000 | 438,100 | 530,900 |
| 6 7 | 281,900 | 335,900 | 405,000 | 439,100 | 531,800 |
| 6 8 | 283,000 | 337,000 | 406,100 | 440,000 | 532,700 |
| 6 9 | 283,700 | 337,600 | 407,100 | 441,000 | 533,600 |
| 7 0 | 284,800 | 338,700 | 408,000 | 442,000 | 534,400 |
| 7 1 | 285,800 | 339,600 | 408,800 | 442,900 | 535,100 |
| 7 2 | 286,900 | 340,700 | 409,600 | 443,900 | 535,600 |
| 7 3 | 287,700 | 341,000 | 410,400 | 444,900 | 536,300 |
| 7 4 | 288,800 | 342,000 | 411,300 | 445,800 | 536,800 |
| 7 5 | 289,900 | 343,000 | 412,100 | 446,700 | 537,600 |
| 7 6 | 290,900 | 344,000 | 412,900 | 447,700 | 538,200 |
| 7 7 | 291,400 | 345,000 | 413,600 | 448,500 | 538,700 |

|       |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 7 8   | 292,400 | 346,000 | 414,100 | 449,000 | 539,300 |
| 7 9   | 293,300 | 346,900 | 414,500 | 449,700 | 539,900 |
| 8 0   | 294,200 | 347,800 | 414,900 | 450,300 | 540,500 |
| 8 1   | 295,100 | 348,800 | 415,200 | 451,100 | 541,100 |
| 8 2   | 296,000 | 349,800 | 415,600 | 451,800 |         |
| 8 3   | 296,900 | 350,800 | 415,900 | 452,100 |         |
| 8 4   | 297,800 | 351,800 | 416,300 | 452,700 |         |
| 8 5   | 298,300 | 352,400 | 416,600 | 453,100 |         |
| 8 6   | 299,100 | 353,000 | 417,000 | 453,500 |         |
| 8 7   | 299,900 | 353,600 | 417,400 | 453,900 |         |
| 8 8   | 300,800 | 354,200 | 417,800 | 454,200 |         |
| 8 9   | 301,400 | 354,800 | 418,100 | 454,500 |         |
| 9 0   | 302,000 | 355,200 | 418,500 | 454,900 |         |
| 9 1   | 302,700 | 355,600 | 418,900 | 455,300 |         |
| 9 2   | 303,300 | 356,100 | 419,200 | 455,600 |         |
| 9 3   | 304,000 | 356,600 | 419,500 | 455,900 |         |
| 9 4   | 304,600 | 357,000 | 419,900 | 456,300 |         |
| 9 5   | 305,200 | 357,500 | 420,200 | 456,600 |         |
| 9 6   | 305,800 | 358,000 | 420,500 | 456,900 |         |
| 9 7   | 306,500 | 358,600 | 420,800 | 457,200 |         |
| 9 8   | 307,100 | 359,100 | 421,200 | 457,600 |         |
| 9 9   | 307,700 | 359,500 | 421,500 | 457,900 |         |
| 1 0 0 | 308,300 | 360,000 | 421,800 | 458,200 |         |
| 1 0 1 | 308,700 | 360,400 | 422,100 | 458,500 |         |
| 1 0 2 | 309,000 | 360,900 | 422,500 |         |         |
| 1 0 3 | 309,300 | 361,200 | 422,800 |         |         |
| 1 0 4 | 309,700 | 361,700 | 423,100 |         |         |
| 1 0 5 | 310,000 | 362,200 | 423,400 |         |         |
| 1 0 6 | 310,400 | 362,600 | 423,800 |         |         |
| 1 0 7 | 310,700 | 363,100 | 424,100 |         |         |
| 1 0 8 | 311,000 | 363,600 | 424,400 |         |         |
| 1 0 9 | 311,400 | 364,000 | 424,700 |         |         |
| 1 1 0 | 311,700 | 364,500 | 425,000 |         |         |
| 1 1 1 | 312,100 | 365,000 | 425,300 |         |         |
| 1 1 2 | 312,500 | 365,400 | 425,600 |         |         |
| 1 1 3 | 312,800 | 365,800 | 425,900 |         |         |
| 1 1 4 | 313,200 | 366,200 | 426,200 |         |         |
| 1 1 5 | 313,500 | 366,700 | 426,500 |         |         |
| 1 1 6 | 313,800 | 367,100 | 426,800 |         |         |
| 1 1 7 | 314,000 | 367,500 | 427,000 |         |         |
| 1 1 8 | 314,300 | 367,900 |         |         |         |
| 1 1 9 | 314,700 | 368,400 |         |         |         |

|       |         |         |  |  |
|-------|---------|---------|--|--|
| 1 2 0 | 315,100 | 368,800 |  |  |
| 1 2 1 | 315,300 | 369,100 |  |  |
| 1 2 2 | 315,600 | 369,500 |  |  |
| 1 2 3 | 316,000 | 370,000 |  |  |
| 1 2 4 | 316,400 | 370,300 |  |  |
| 1 2 5 | 316,600 | 370,700 |  |  |
| 1 2 6 | 316,800 | 371,200 |  |  |
| 1 2 7 | 317,100 | 371,700 |  |  |
| 1 2 8 | 317,500 | 372,100 |  |  |
| 1 2 9 | 317,700 | 372,500 |  |  |
| 1 3 0 | 318,000 | 373,000 |  |  |
| 1 3 1 | 318,400 | 373,500 |  |  |
| 1 3 2 | 318,600 | 374,000 |  |  |
| 1 3 3 | 318,800 | 374,500 |  |  |
| 1 3 4 | 319,100 | 375,000 |  |  |
| 1 3 5 | 319,500 | 375,500 |  |  |
| 1 3 6 | 319,700 | 376,000 |  |  |
| 1 3 7 | 319,900 | 376,500 |  |  |
| 1 3 8 | 320,100 | 377,000 |  |  |
| 1 3 9 | 320,300 | 377,500 |  |  |
| 1 4 0 | 320,600 | 378,000 |  |  |
| 1 4 1 | 321,000 | 378,500 |  |  |
| 1 4 2 | 321,300 |         |  |  |
| 1 4 3 | 321,600 |         |  |  |
| 1 4 4 | 321,900 |         |  |  |
| 1 4 5 | 322,300 |         |  |  |
| 1 4 6 | 322,600 |         |  |  |
| 1 4 7 | 322,800 |         |  |  |
| 1 4 8 | 323,100 |         |  |  |
| 1 4 9 | 323,500 |         |  |  |
| 1 5 0 | 323,800 |         |  |  |
| 1 5 1 | 324,100 |         |  |  |
| 1 5 2 | 324,300 |         |  |  |
| 1 5 3 | 324,600 |         |  |  |
| 1 5 4 | 324,900 |         |  |  |
| 1 5 5 | 325,200 |         |  |  |
| 1 5 6 | 325,500 |         |  |  |
| 1 5 7 | 325,700 |         |  |  |

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手及び  
理事長が指定する職に適用する。

別表第3 (第4条関係)  
大学学長職給料表

| 号 給 | 給料月額      |
|-----|-----------|
| 1   | 818,000 円 |

この表は、学長に適用する。

別表第4（第4条関係）

級別基準職務表

| 給料表の種類 | 職務の級   | 基準となる職務                               |
|--------|--------|---------------------------------------|
| 一般職給料表 | 一級     | 定型的な業務を行う職務                           |
|        | 二級     | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                |
|        | 三級     | 一 副主幹の職務<br>二 主査の職務<br>三 主任の職務        |
|        | 四級     | 一 係長の職務<br>二 主幹の職務<br>三 主査（総括）の職務     |
|        | 五級     | 一 補佐の職務<br>二 係長（総括）の職務<br>三 主幹（総括）の職務 |
|        | 六級     | 一 管理部長の職務<br>二 次長の職務<br>三 補佐（総括）の職務   |
|        | 七級     | 一 困難な業務を行う管理部長の職務                     |
|        | 八級     | 一 事務局の長の職務                            |
|        | 九級     | 二 困難な業務を行う事務局の長の職務                    |
|        | 教育職給料表 | 一級                                    |
| 二級     |        | 大学の助教又は助手の職務                          |
| 三級     |        | 大学の講師の職務                              |
| 四級     |        | 大学の准教授の職務                             |
| 五級     |        | 大学の教授の職務                              |